

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車運送事業及び」を削る。

第2条中第2項、第3項及び第4項を削り、同条第5項中「軌道事業」を「交通事業」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条を削る。

第4条中「法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

自動車運送事業を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。